

令和3年第2回ひたちなか市
教育委員会2月定例会

日 時 令和3年2月8日（月）
午後2時

場 所 市役所第3分庁舎 防災会議室1

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- (1) 協議事項2 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）について（非公開）
- (2) 協議事項3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定（案）について（非公開）
- (3) 協議事項4 ひたちなか市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例制定（案）について（非公開）
- (4) 協議事項5 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則制定について（非公開）
- (5) 議案第1号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- (6) 議案第2号 ひたちなか市部活動指導員配置要綱制定について

4 その他

- (1) 12月定例会市議会における教育委員会関係事項について
- (2) 教育委員会事務局職員の部外流動について（非公開）

5 閉 会

改正理由

本規則は、ひたちなか市教育研究所の設置等について定めたひたちなか市教育研究所設置及び管理条例（平成6年条例第137号）の施行に関し必要な事項を定めています。

今般、教育研究所の機能を一層充実させるため、学校現場からの様々な意見を教育研究所の運営に反映させるとともに、児童生徒や保護者、学校からの相談に対応する時間を延長する必要がある状況であることから、教育研究所の運営等に係る教育研究所運営委員会の構成員を追加し、また教育研究所の開所時間を変更する改正を行おうとするものです。

あわせて、表現の修正等所要の改正を行おうとするものです。

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙
のとおり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長

議案第 1 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 8 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則(平成6年教委規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(職員の職務)」に改め、同条第3項中「前2項」を「所長及び指導主事」に、「分担事務」を「担任する事務」に改める。

第3条の見出し中「の設置」を削り、同条第1項中「総合企画」を「総合的な企画」に改め、「図るため」の次に「、研究所に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、委員8人をもって組織する。

第3条第8項中「会議」を「委員会」に、「出席委員」を「出席した委員」に改め、「これを」を削り、「委員長」を「、委員長」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「半数以上の出席がなければ」を「過半数が出席しなければ、会議を」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「よってこれを定める」を「より選任する」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

第3条第3項中「し、再任を妨げない」を「する」に改め、同項ただし書中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次の各号に掲げる団体に属する者から教育委員会が任命し、その人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ひたちなか市校長会 3人
- (2) ひたちなか市教育研究会 3人
- (3) ひたちなか市教頭会 1人
- (4) ひたちなか市幼稚園長会 1人

第4条第1項中「、研究」を「及び研究」に、「専門研究員」を「、研究所に、専門研究員」に改める。

第6条を次のように改める。

(開所時間及び休日)

第6条 研究所の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 土曜日 午前9時から午後零時まで

2 研究所の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認める場合には、開所時間及び休日を変更することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

旧	新	備考
<p>(<u>所長等</u>)</p> <p>第2条 所長は、上司の命を受け、ひたちなか市教育研究所（以下「研究所」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 指導主事は、所長の命を受け、教育に関する専門的事項の研究、研修等の事務を処理する。</p> <p>3 <u>前2項以外の職員は、所長の命を受け、分担事務を処理する。</u></p> <p>(<u>運営委員会の設置</u>)</p> <p>第3条 研究所の総合企画及び適正かつ円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>委員会の委員は、次の各号に掲げる者を教育委員会が任命する。</u></p> <p>(1) <u>ひたちなか市校長会代表 2人</u></p> <p>(2) <u>ひたちなか市教育研究会代表 6人</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 <u>委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</u></p> <p>8 <u>会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</u></p> <p>(<u>専門研究員</u>)</p> <p>第4条 研究所における各種専門的事項の調査、研究を行うため専門研究員を置く。</p>	<p>(<u>職員の職務</u>)</p> <p>第2条 所長は、上司の命を受け、ひたちなか市教育研究所（以下「研究所」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 指導主事は、所長の命を受け、教育に関する専門的事項の研究、研修等の事務を処理する。</p> <p>3 <u>所長及び指導主事以外の職員は、所長の命を受け、担任する事務を処理する。</u></p> <p>(<u>運営委員会</u>)</p> <p>第3条 研究所の総合的な企画及び適正かつ円滑な運営を図るため、研究所に、研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>委員会は、委員8人をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、次の各号に掲げる団体に属する者から教育委員会が任命し、その人数は、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>ひたちなか市校長会 3人</u></p> <p>(2) <u>ひたちなか市教育研究会 3人</u></p> <p>(3) <u>ひたちなか市教頭会 1人</u></p> <p>(4) <u>ひたちなか市幼稚園長会 1人</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>6 <u>委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p>7・8 略</p> <p>9 <u>委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>1.0 <u>委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p>(<u>専門研究員</u>)</p> <p>第4条 研究所における各種専門的事項の調査及び研究を行うため、研究所に、専門研究員を置く。</p>	

旧	新	備考
<p>2～5 略</p> <p>(開所日及び休所日)</p> <p>第6条 研究所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合には、所長において適宜変更することができる。</p> <p>(1) 開所時間は、月曜日から金曜日までは、午前9時から午後4時30分までとし、土曜日は、午前9時から午後零時までとする。</p> <p>(2) 休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とする。</p>	<p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び休日)</p> <p>第6条 研究所の開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(2) 土曜日 午前9時から午後零時まで</p> <p>2 研究所の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認める場合には、開所時間及び休日を変更することができる。</p>	

制定理由

中学校及び義務教育学校の後期課程における部活動の指導体制の充実及び円滑な運営を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員を会計年度任用職員として任用するに当たり、部活動指導員の基本的な事項を定める本要綱を制定しようとするものです。

ひたちなか市教育委員会訓令第 号

ひたちなか市部活動指導員配置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

議案第 2 号

ひたちなか市部活動指導員配置要綱制定について

ひたちなか市部活動指導員配置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 8 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市部活動指導員配置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市立の中学校及び義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）における部活動の指導体制の充実及び円滑な運営を図るため、中学校等に指導員を配置することに関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指導員」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。

(職務)

第3条 指導員は、その配置された中学校等（以下「配置校」という。）の校長の指導及び監督の下に、部活動の指導方針及び指導計画に基づき、部活動において、次に掲げる職務のうち当該校長が指定するものを行うものとする。

- (1) 技術指導
- (2) 安全及び障害の予防に関する知識及び技能の習得に係る指導
- (3) 大会、練習試合その他の配置校外における活動の引率
- (4) 用具及び施設の点検及び管理
- (5) 部活動の管理及び運営（会計の管理を含む。）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間及び月間の指導計画の作成
- (8) 部活動中の生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合における現場の対応
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部活動の実施に関し必要があると認められる職務

(任命)

第4条 指導員は、教育委員会が任命する。

(身分)

第5条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(配置)

第6条 指導員の配置は、指導員を必要とする中学校等の校長の申請に基づき、当

該中学校等における部活動の運営状況，教職員の負担，指導員の必要性等を勘案し，教育委員会が決定する。

（研修等）

第7条 指導員は，その職務を行う上で必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

2 教育委員会又は配置校の校長は，指導員に対し，部活動の教育的意義，安全確保及び事故対応，科学的な根拠に基づく指導，服務等に関する研修を定期的に行い，又は受講させるものとする。

（勤務実績の報告）

第8条 指導員は，配置校の校長に対し，一の月における勤務の内容等について，当該校長の指定する日までに報告するものとする。

2 配置校の校長は，前項の規定による報告があったときは，速やかに，その内容を教育委員会に報告するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか，指導員の配置その他指導員に関し必要な事項は，教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から令和3年3月31日までの間における第1条，第3条及び第6条の規定の適用については，これらの規定中「中学校等」とあり，及び第1条中「中学校及び義務教育学校の後期課程」とあるのは「中学校」とする。

市議会に係る教育委員会関連事項について、以下のとおり報告いたします。

令和２年第８回ひたちなか市議会１２月定例会

（会期）令和２年１２月３日～１２月１７日

１ 令和２年度一般会計補正予算（教育委員会関連事項）

①学校施設で使用する階段昇降機購入に係る経費

3,190 千円

（概要）

令和３年度に車いすを使用している児童が、エレベーター未設置の中学校に入学することから、当該児童が車いすに乗ったまま階段を昇降できる階段昇降機を購入するための経費を計上

②奨学金返還支援補助金に係る経費

750 千円

（概要）

本年度上半期の奨学金返還支援補助金の交付実績が当初の見込みを上回っており、下半期においても申請者の増が見込まれることから不足となる経費を計上

③小中学校給食用機械器具類整備に係る経費

小学校分	112,032 千円
中学校分	85,278 千円

（概要）

令和３年度に予定していた田彦小学校及び大島中学校の給食室改修事業が、国の補助事業として令和２年度に前倒して採択されたことに伴う、給食用機械機器購入のための経費を計上

④小中学校の給食施設整備に係る経費

小学校分	307,395 千円
中学校分	256,163 千円

（概要）

令和３年度に予定していた田彦小学校及び大島中学校の給食室改修事業が、国の補助事業として令和２年度に前倒して採択されたことに伴う、施設整備設計委託及び施設工事に係る経費を計上

⑤小学校のエレベーター改修に係る経費

39,160 千円

（概要）

平成３０年に発生した大阪北部地震でエレベーターの閉じ込めや運転停止が多数発生したことに伴い改正された建築基準法令に適合させるため、佐野小学校のエレベーターを改修するための経費を計上

２ 一般質問（次ページ以降）

令和2年12月議会 一般質問 教育委員会事務局一覧表

通告No.	通告議員	質問要旨	答弁書作成課	答弁者
2	宇田貴子議員	5. 公立幼稚園の果たすべき役割について (1) 公立幼稚園の果たすべき役割について	総務課	教育長
		5. 公立幼稚園の果たすべき役割について (2) 食育の充実を	学務課	
3	加藤恭子議員	1. 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進について (2) SDGs 認知度向上へ、市立図書館でのSDGs コーナーの設置について	中央図書館	教育長
		1. 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進について (3) 持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進について	指導課	
4	山田恵子議員	1. 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進について (4) SDGs 達成に向けた「子どもサミット」等の開催について	指導課	教育長
		2. 心の健康を支援する取り組みについて (2) いじめから子供を守る相談窓口について		
5	海野富男議員	2. 本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」について (1) 児童生徒が用いる携帯電話 (機能・機種等) の定義について	指導課	教育長
		2. 本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」について (2) 携帯電話の持ち込みを許可されている児童生徒の人数、割合とその理由、及び保管方法や破損等の責任について		
		2. 本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」について (3) 「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」に関して ①教職員、児童生徒、保護者への基本方針の理解・啓発と周知の徹底を図るための具体的な方策、及び三者の受け止めについて ②携帯電話の例外的な持ち込みの許可に関して ア 申請から許可に至るまでの一連の手順と課題について イ 許可の3条件の整備状況の点検・評価方法と課題 ウ 「自主的なルール」を児童生徒と保護者が考え作成する際の学校の果たすべき役割と責任について エ 持ち込み許可の申請にあたって、学校の管理中に紛失等の事故が発生した場合、保護者の責任とする旨の同意書を求めることの必要性の可否について		
		2. 本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」について (4) 教職員の構内における携帯電話等の保管方法と使用に関するマナーやルールの現状と課題について		
		2. 本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」について (5) 学校における携帯電話の取り扱いに関する教育長の見解について		
8	井坂涼子議員	1. 子どもたちに寄り添った教育環境の整備・拡充について (1) 2学期制による影響・問題点について	指導課	教育長
		1. 子どもたちに寄り添った教育環境の整備・拡充について (2) コロナ対策と併せたインフルエンザ対策について		
		1. 子どもたちに寄り添った教育環境の整備・拡充について (3) 今後学級閉鎖や休校が生じた際の授業時間確保策について		
		1. 子どもたちに寄り添った教育環境の整備・拡充について (4) 児童・生徒の登下校時における携行品の見直しについて	学務課	
		1. 子どもたちに寄り添った教育環境の整備・拡充について (5) ひたしなか市教育メールの拡充や学校現場でのデジタル化について		
		2. 選ばれるまちとしての子育て環境の整備・拡充について (1) 学童保育の拡充 (小学校6年生まで) について		
11	鈴木道生議員	1. GIGAスクール構想など教育分野でのICT推進について (1) これまでの取り組みにおける成果と課題について	指導課	教育長
		1. GIGAスクール構想など教育分野でのICT推進について (2) 今後の方向性や計画について		
		1. GIGAスクール構想など教育分野でのICT推進について (3) 組織体制や人員など令和3年度における取組について		
12	井坂章議員	1. 教育行政について (1) 給特法下の教職員の現状について ①休憩時間は取れているか ②持ち帰りの仕事になっていないか ③中学校では1週間当たり時間外勤務時間は何時間くらいになっているか ④教職調整額は現状に合っているか ⑤本市の時間外勤務の現状について教育委員会は把握しているか	①指導課 ②指導課 ③学務課 ④総務課 ⑤学務課	教育長
		1. 教育行政について (2) 改正給特法第7条について	学務課	
		1. 教育行政について (3) 学校現場の課題について ①感染症防止策の状況について ②授業以外の業務について ③学習指導員の追加配置について ④学校支援員の確保について	指導課	
		1. 教育行政について (5) 負担の軽減対策について	学務課	